

大規模な土地取引には届け出が必要です

土地は限られた資源であり、地域全体の住みやすさや自然環境との調和などを考えて、適正に利用することが大切です。そのため、国土利用計画法では、乱開発や無秩序な土地利用を防止するために、一定面積以上の土地の取り引きをしたときは、知事に届け出なければならないことになっています。

●問い合わせ／政策調整係

一定面積以上の土地について、売買などの取り引きをした場合は届け出が必要です

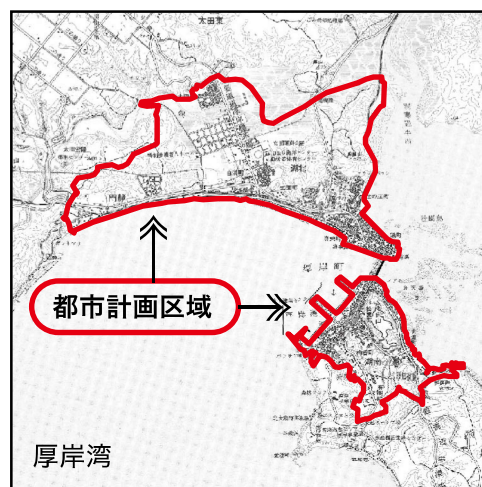
【取り引きの形態】

- 売買 ●交換 ●営業譲渡
 - 譲渡担保 ●代物弁済
 - 現物出資 ●共有持分の譲渡
 - 地上権・賃借権の設定・譲渡
 - 予約完結権・買戻権等の譲渡
 - 信託受益権の譲渡 ●地位譲渡
 - 第三者のためにする契約
- ※これらの取り引きの予約である場合も届け出が必要です

【町内の届け出が必要な土地】

- 都市計画区域 5,000㎡以上
湾月、有明、梅香、松葉、若竹、
奔渡(一部除く)、港町、真栄、
住の江、山の手、宮園、白浜、
門静(一部除く)、光栄(一部除く)、
太田(一部)
 - その他の区域 10,000㎡以上
- ※都市計画区域以外は『その他の区域』になります

【都市計画区域略図】



届け出は契約の日から2週間以内に

土地取引に係る契約(予約を含む)をしたときは、権利取得者(売買の場合であれば買主)は、契約を結んだ日を含めて2週間以内に政策調整係へ届け出てください。届出書は、町ホームページからダウンロードできるほか、届け出窓口で配布します

届け出をしないと法律で罰せられます

土地取引に係る契約(予約を含む)をした日を含めて2週間以内に届け出をしなかったり、偽りの届け出をすると、6カ月以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられます

令和5年4月採用

陸上自衛隊高等工科学校生徒・自衛官候補生の募集

種 目	資 格	受付期間	試験日	試験場所
陸上自衛隊 高等工科学校生徒	平成18年4月2日から 平成20年4月1日まで の間に生まれた男子	令和4年10月1日(土) ～ 令和5年1月6日(金)	令和5年1月14日(土)	道東経済 センタービル (受験生数に より、変更の 場合あり)

●問い合わせ／自衛隊帯広地方協力本部釧路出張所 ☎ 0154-22-1053、
厚岸町危機対策室